

PPA ガイド 2024



千葉工業大学 PPA



新習志野キャンパス（食堂棟）



新習志野キャンパス（体育館）



津田沼キャンパス



津田沼キャンパス（工作センター）



PPA総会



PPA地区懇談会



入学式



成田山詣行脚

目 次

1	PPAの沿革と目的	1
2	PPAの組織	1
3	PPAの事業内容	3
(1)	総務担当	3
①	総 会	
②	地区懇談会	
③	広報活動	
④	同窓会との連携	
(2)	援助活動担当	5
①	学生課外活動支援	
②	学生奨学支援	
③	学生進路支援	
(3)	福利厚生担当	7
①	保養所の開設	
②	弔慰金・見舞金の支給	
③	教職員サークル活動への援助	
4	Q & A	8
	資 料 編	11

1 P P Aの沿革と目的

千葉工業大学は、昭和17年5月15日に興亜工業大学（旧制）として創立し、昭和21年に千葉工業大学（旧制）と改称しました。同25年に新制の大学として認可され、今日に至っています。

一方、P P A（Parents and Professors Association = 父母（保護者）と教職員の会）は、昭和24年11月26日、学生・父母総会ならびに同窓会において発議され設立し、旧制大学時代から今日まで活動を続けてきました。

現在では多くの大学で後援会が組織され活動していますが、千葉工業大学P P Aの歴史は古く、長年活発に事業を展開してきました。これも保護者と教職員、大学との密接な連携と協力の賜物です。

また、P P Aの会費は保護者のみならず、教職員も同様に負担しているという他大学では例を見ない全学あげての後援会組織です。

P P Aは、その目的に「保護者と教職員が協力して千葉工業大学のために、教育の充実と研究の発展をはかり、併せて会員相互の親睦と教養を深め、かつ教職員および大学院学生ならびに学部学生の福祉増進を援助する」（「千葉工業大学P P A会則」（P13参照））とあるように、常に学生・教職員ひいては大学のために活動する組織です。

P P A設立当時は、大学としても財政困難な時代でしたので、これを側面からバックアップし、文字どおり財政的な支援をしていました。近年では学生の修学環境、課外活動の充実とその援助、また学生や教職員の文化的資質の向上および福祉の増進を図ることに重点を置き、教育環境の充実と研究の発展をはかるといふ、P P A本来の目的にあった活動を幅広く展開しています。

2 P P Aの組織

千葉工業大学P P Aの会議は、会則に基づき、総会、理事会、評議員会の3種となります。総会、評議員会は例年6月下旬に開催しています。理事会は定期的で開催され、総会で議決された事項を執行しています。各会議の構成は次のとおりです。

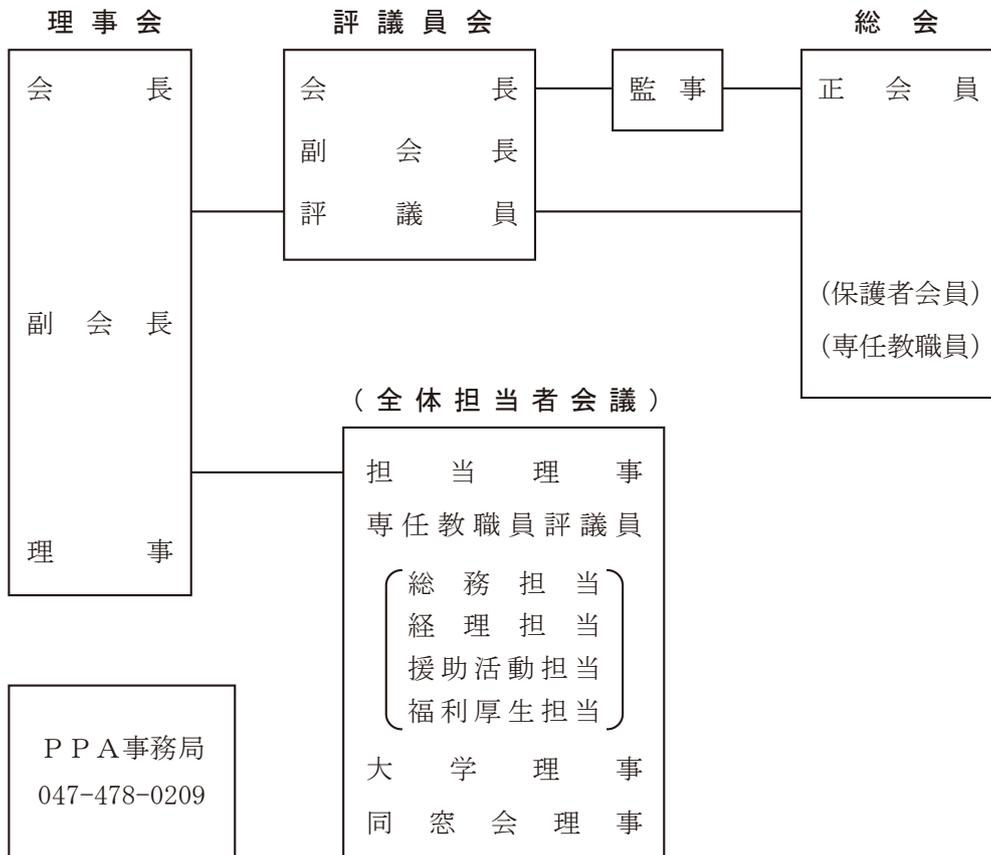
- (1) 総会は、正会員（本学学生（留学生を除く）の保護者および専任教職員）で構成します。
- (2) 評議員会は、各学科・各学年の保護者から選出された評議員と、専任教職員の中から選出された評議員で構成します。
- (3) 理事会は、会長、副会長（2名）、担当理事（若干名）、大学理事（若干名）および同窓会理事（若干名）で構成します。
 - ① 理事会は、業務を執行するために次の担当理事をおき、業務を分担しています。

総務担当理事	・	経理担当理事
援助活動担当理事	・	福利厚生担当理事
 - ② 大学理事は、本会の事業を円滑に執行するにあたり、本会と大学の意思疎通に努めるため、専任教職員の中から理事長、学長の推薦を受けた者がこの任にあたります。

- ③ 同窓会理事は、本会と同窓会の意思疎通に努めるため、同窓会の推薦を受けた者がこの任にあたります。
- ④ 必要と認めた場合は、上記以外の担当理事をおくことができます。
- ⑤ 総会において決定された各年度の事業計画および収支予算に基づき業務を遂行するにあたり、各担当の連絡調整や業務の執行確認のため、担当理事と専任教職員の中から選出された評議員等で構成される理事会・全体担当者会議を定期的で開催して、業務の円滑な運営に努めています。なお、理事会・全体担当者会議の運営は総務担当理事が行います。

これらの構成をP P Aの組織図としてここに示します。

P P A 組 織 図



* 会長は、保護者会員から選出します。

* 副会長および監事は、保護者会員・専任教職員から各1名選出します。

3 P P Aの事業内容

P P Aは、学生の課外活動への援助や地区懇談会の開催など多くの事業を展開しています。また、本学の教育研究環境が充実したものであり続けるために、時代に対応した事業活動を進めています。

担当ごとの事業内容は以下のとおりです。

(1) 総務担当

総務担当は、総会、地区懇談会をはじめ、次の事業を担当しています。

① 総 会

原則として、例年6月下旬の土曜日に開催しています。

総会は、予算・決算等の重要事項を審議するP P Aの最高議決機関で、会員の5分の1以上の出席で成立します。総会では、前年度の事業報告・決算報告、新年度の役員選出、事業計画および予算等を審議します。さらに、会則改定など本会の運営に関する重要事項を審議します。

また、例年、総会終了後には学科別懇談会、保護者と教員との個別面談を実施しています。

② 地区懇談会

例年、夏期休業中の9月上旬、全国に教職員が出張し、P P A地区懇談会を開催しています。

P P A地区懇談会は全国40地区で開催していますが、開催地区につきましては、毎年在籍者の居住分布を調査し決定しています。

この地区懇談会では、最初に全体会を行っています。6月に行われたP P A総会の議決事項の報告、大学の現況、各委員会からの報告、大学院への進学、就職活動支援や就職状況の分析結果等について資料をお渡しし、説明しています。

全体会終了後の保護者との個別面談では、前期成績をもとに、単位取得状況、学生生活に関する問題、進路などについて、教職員に相談いただいています。

千葉工業大学から離れてお住まいの保護者の方々にとって、大学を訪れて教職員と直接面談する機会は少ないと思われるので、この機会をご利用ください。なお、開催案内は7月下旬に発送予定です。

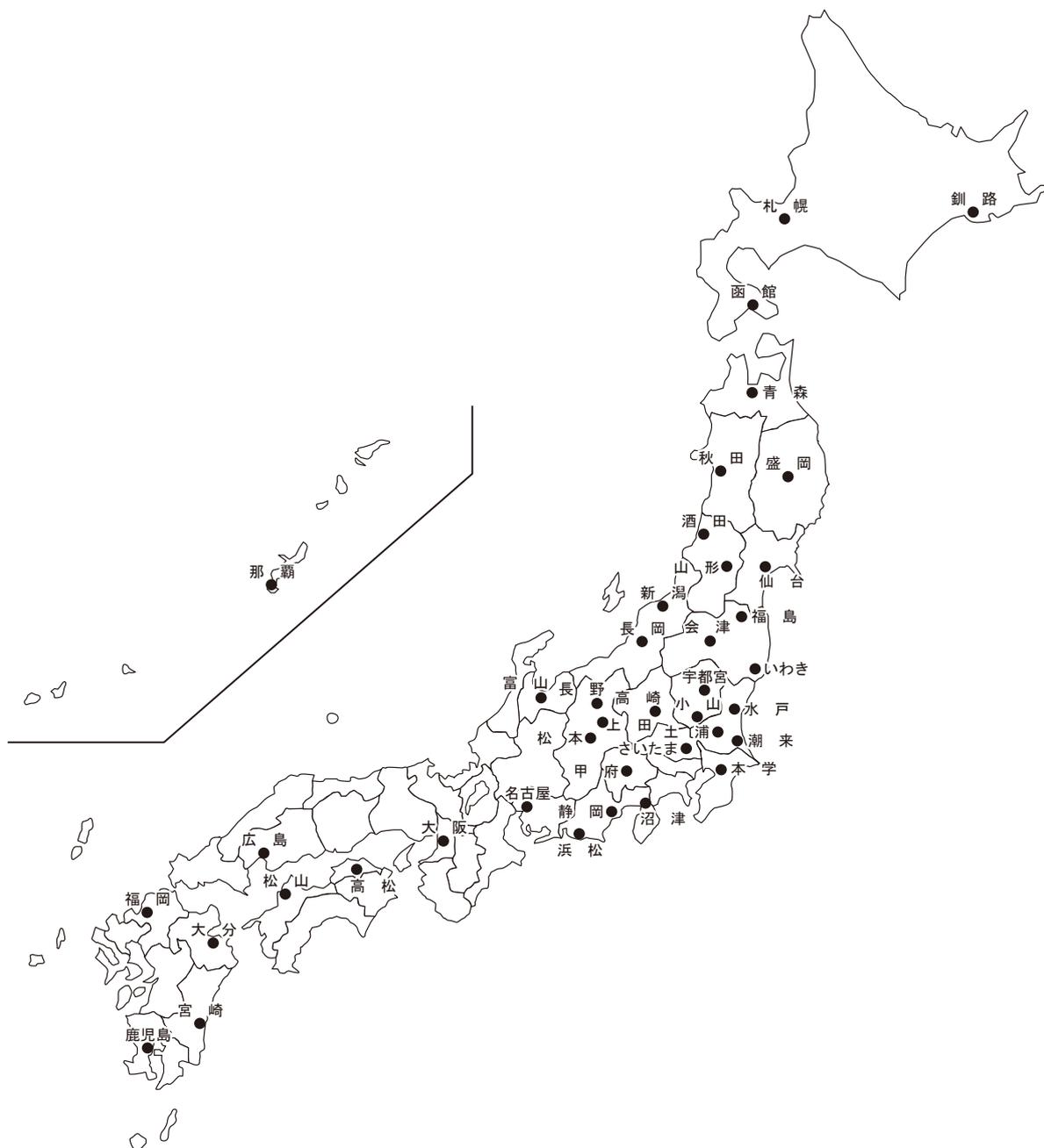
また、この地区懇談会には、千葉工業大学同窓会の各支部役員が出席し、その地区の就職状況、地元企業の情報、卒業生の活躍等についてのお話をいただいております。千葉工業大学の卒業生は、すでに9万6千人を越え、全国各地で活躍しています。地元ならではの就職・経済情報を詳しく聞くことができ、地元企業へのUターン就職を考える場合には大いに参考になります。

令和6年度の地区懇談会開催予定地の一覧は下表に示します。（全国40地区開催予定）

札 幌	山 形	潮 来	富 山	沼 津	大 分
函 館	酒 田	宇 都 宮	甲 府	名 古 屋	宮 崎
釧 路	会 津	小 山	長 野	大 阪	鹿 児 島
青 森	福 島	高 崎	松 本	広 島	那 覇
盛 岡	い わ き	さ い た ま	上 田	松 山	本 学 津 田 沼
仙 台	水 戸	新 潟	静 岡	高 松	
秋 田	土 浦	長 岡	浜 松	福 岡	

地区懇談会開催地図

(令和6年度の子定)



③ 広報活動

PPAの会則、規程、活動等について、「PPAガイド（本紙）」を作成し、新入会員の皆さまにお配りしています。PPAの活動については、PPAのホームページ、学報「NEWS C I T」、新習志野・津田沼各キャンパスのPPA専用掲示板等でもお知らせしています。PPAホームページのURLは<https://www.it-chiba.ac.jp/institute/ppa/>です。なお、PPAのホームページは大学のホームページ（<https://www.it-chiba.ac.jp/>）の「大学案内」の『PPA（保護者と教職員の会）』をクリックして見ることができます。

また、「保護者の皆さまのためのガイドブック」をホームページに掲載し、千葉工業大学の各種支援体制や事務取扱窓口、PPA保養所等についてお知らせしています。

④ 同窓会との連携

PPAの事業内容によっては、同窓会との緊密な連携が必要となります。例えば地区懇談会の際には、大学の教職員が各地区に多数出張しますので、各地区の同窓会支部総会がその日程に合わせて開催されます。また、地区懇談会に同窓生が出席して地元の就職状況・企業情報等についてお話しされ、大変好評を得ております。こういった連携や他のPPA事業への協力依頼など、同窓会との緊密な連絡、協調等が必要との認識から、PPA理事・評議員として、同窓会からの代表者にも参画していただいています。

（２） 援助活動担当

PPAの援助事業は多岐にわたっていますが、会員（保護者と教職員）が協力して千葉工業大学および学生の教育・研究の発展をはかるというPPAの目的を第一に考え、援助事業を行っています。

また、社会情勢や本学の状況によっても、援助内容は変化していきます。毎年、事業終了後の報告内容を検討して、次年度の継続、推進、縮小等の方針を決めています。

① 学生課外活動支援

学生の課外活動に対し援助するもので、**学生自治活動援助、連盟登録等援助、学生行事援助、課外活動指導援助、行事参加指導援助**があります。学生の自治活動は学生委員会の指導のもとに、四会（学友会、体育会、文化会、寮友会）が自主的に行っています。

〈学生自治活動援助〉：学友会、体育会、文化会、寮友会の四会および各会傘下のクラブに対し、活動費を援助しています。

〈連盟登録等援助〉：各クラブが加盟している連盟（大会などに参加する場合は連盟に加入している必要があります）等に支払っている費用を援助しています。

〈学生行事援助〉：成田山詣行脚、文化祭（文化の祭典）、体育祭（スポーツフェスティバル）、大学祭（津田沼祭）、寮祭等の学生参加行事に対して援助しています。

〈課外活動指導援助〉：クラブの部長・顧問・監督等をしている教職員が、合宿・試合・懇親会に参加し、指導する場合に援助しています。

〈行事参加指導援助〉：学友会・体育会・文化会・寮会および傘下のクラブ等が実施する研修会等の行事に、担当教職員が参加し、指導する場合に援助しています。

② 学生奨学支援

学生の教育・研究活動のために、様々な援助をしています。

〈学生教育指導援助〉：各学科、教育センターが、学生の教育指導のために実施する教育的活動の催し等に対して援助しています。

〈図書購入援助〉：各種雑誌（月刊誌、週刊誌）・一般図書・新聞（一般紙、工業新聞等）等を購入し、新習志野・津田沼両キャンパスの図書館、学生談話室、講師控室、休養室等に配備しています。

〈スポーツ振興援助〉：スポーツやレクリエーションを通して、健康で豊かな学生生活を送れるよう、新習志野・津田沼両キャンパスに設置しているアスレチックジムや新習志野キャンパス屋外運動場のスポーツ用具の購入を援助しています。

〈特別講座援助〉：各学科、教育センター等が、大学の正規授業の他に学生の能力開発や教養増進等（例えば各種資格取得講座等）の特別教養講座や講演会を開講する場合に援助しています。

〈研究活動援助〉：学部学生が学会発表、コンテスト参加等の研究活動を行う際の旅費の一部を援助しています。また、大学院学生が学会発表をする場合、旅費の一部を援助しています。

〈国際交流援助〉：大学が主催する「夏期英語研修（カリフォルニア大学）」「海外インターンシップ（FPT大学）」「モンゴルサマースクールインターンシップ（新モンゴル小中高一貫学校）の費用の一部を援助しています。

〈学生顕彰〉：「PPA会長賞」を設けて、学位記授与式のときに顕彰しています。また、全国大会に出場したクラブ・個人選手に祝金を支給しています。

③ 学生進路支援

〈就職活動援助〉：大学が主催する面接対策講座、各種資格試験等対策講座、大手企業志望学生向け支援講座を受講する費用やインターンシップ支援プログラム、キャリアカウンセリング等の進路指導プログラムの費用を援助しています。

(3) 福利厚生担当

P P Aでは、以下のとおり、学生および会員に対する福利厚生事業を行っています。

① 保養所の開設

大学所有の厚生施設とは別に、P P A独自で民間宿泊施設と契約を結び、学生、会員およびその家族が利用できる保養所を開設し、その利用料金を援助しています。これらの保養所は、研究室・クラブの合宿、学生・会員のレクリエーションに利用されています。特に近年、研究室やクラブの合宿のための利用が増えています。

なお、保養所の開設場所や利用料金等につきましては、年度によって多少の変更があります。詳細については、学内の専用掲示板、千葉工業大学ホームページ等でご確認ください。また、通年利用できますが、施設の予約状況により利用できないこともあります。利用する場合は、保護者および教職員の会員はP P A事務局まで、学生は新習志野・津田沼各教学センターに空き状況をお問い合わせの上、お申し込みください。

令和5年度の保養所の開設状況は、次のとおりでした。

所在地	契約保養所名	住 所
新潟県	湯 沢 グ ラ ン ド ホ テ ル	新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2494
	あてま高原リゾートベルナティオ	新潟県十日町市珠川
	ニュー・グリーンピア津南	新潟県中魚沼郡津南町秋成 12300
栃木県	きぬ川ホテル三日月	栃木県日光市鬼怒川温泉大原 1400
	大江戸温泉物語ホテルニュー塩原	栃木県那須塩原市塩原 705
山梨県	ホ テ ル う か い	山梨県笛吹市石和町市部 307
	富士グランヴィラーT O K I ー	山梨県富士吉田市新倉 2855-1
神奈川県	箱 根 湯 本 天 成 園	神奈川県足柄下郡箱根町湯本 682
静岡県	伊 東 ホ テ ル ジ ュ ラ ク	静岡県伊東市岡 281
	ホテルニューウェルシティ湯河原	静岡県熱海市泉 107
千葉県	民 宿 川 き ん	千葉県南房総市久枝 749
	日本メディカルトレーニングセンター	千葉県長生郡長柄町上野 521-4

② 弔慰金・見舞金の支給

学生・会員等が死亡した場合に、弔慰金を支給しています。被支給者が学部学生およびその保護者の場合はクラス担任、大学院学生の場合は指導教員が請求事務を行っています（「千葉工業大学 P P A 弔慰金・見舞金規程」（P24参照））。

また、教職員が公務中に負傷し労災が適用された場合に、見舞金を支給しています。

③ 教職員サークル活動への援助

学生の課外活動への援助と同様に、教職員有志によるサークル活動に対して援助しています。

4 Q & A

（1）P P A の組織

Q 1 : 保護者と P P A とは、どのような関係になるのでしょうか？

A 1 : P P A は Parents and Professors Association の略であり、保護者と教職員が協力して大学の発展をはかり、学生が豊かな大学生活を送れるように援助するための組織です。各学科・各学年の保護者の中から「評議員」として参加していただき、保護者の方々のご意見が反映されるようになっています。会長は保護者会員から、副会長は保護者会員と教職員会員から各 1 名選出されています。

また、毎年開催される総会や地区懇談会は、保護者の皆さまが教職員と直接お話ができる機会です。そこでは、大学の現況についてお知らせするとともに、個別面談を実施し、ご子女の様子や成績などのご相談にも応じています。

（2）主な支出項目

Q 2 : P P A の主な支出項目は何ですか？

A 2 : 総会では、P P A の決算や予算についてお話していますが、大きな支出項目は学生の自治活動に対する援助費や学生参加の行事援助費で、予算全体の三分の一近くを占めています。次に大きな支出項目は、地区懇談会運営関連の支出です。毎年 9 月上旬、全国各地で大学から離れてお住まいの保護者の方々と教職員との懇談会を実施しています。多くの教職員が各地区に出張し、学生生活や成績等について個別にお話させていただいています。

また、P P A が独自に契約している保養所を利用する際の援助金も大きな支出項目の一つです。

大学には現在およそ 1 万人の学生が在籍していますので、すべてに満足のいく支出は難しいですが、教育的に公平になるよう考えています。

(3) 学生課外活動支援費

Q3：PPAの予算で、学生課外活動支援費が占める割合が大きいですか？

A3：学生の自治・課外活動の援助として、四会と呼ばれる学友会・体育会・文化会・寮友会の各会および傘下の70を超えるクラブの活動費、各連盟の登録費などに援助金を分配しているため、1クラブ当たりになると相応な金額となります。

(4) 特別教養講座

Q4：特別教養講座とは何ですか？

A4：学生の能力開発、教養を高めることを目的とした大学の正規授業以外に学年・学科を問わず学内で公開する講座です（「千葉工業大学PPA特別教養講座援助金規程」（P20参照））。

(5) 研究活動援助

Q5：研究活動援助とは何ですか？

A5：学部学生が学会の発表、コンテスト参加、卒業研究のための調査活動など研究活動のため出張する場合、また大学院学生が学会発表で出張をする場合、その旅費を援助する制度です（「千葉工業大学PPA研究活動援助金規程」（P18参照））。

(6) 弔慰金

Q6：保護者が死亡したとき、弔慰金がPPAから出るのですか？

A6：「千葉工業大学PPA弔慰金・見舞金規程（P24参照）」により、クラス担任または指導教員経由で支出されます。従って、このような事態が発生したときは、速やかにクラス担任または指導教員に届け出てください。

(7) 保養所の利用

Q7：保養所を利用したいのですが、どのような手続きをしたらよいですか？

A7：PPAが独自にホテルや民宿と契約し、その利用料金を援助しています。

令和5年度は12ヶ所の保養所を開設しました。開設場所、料金等は、ホームページ等でお知らせしています。下記窓口で利用希望日の空き状況をお問い合わせの上、お申し込みください。

- ① 援助対象者：PPA会員、学生、会員の家族（1親等以内）
- ② 援助回数：当該年度内3回まで。一旅程の宿泊は3泊まで。
- ③ お問い合わせ・お申し込み窓口

会員（保護者・教職員）	PPA事務局 (047-478-0209)
学生	新習志野教学センター (047-454-9756)
	津田沼教学センター (047-478-0230)

資 料 編

目 次

No. 1	千葉工業大学P P A会則	13
No. 2	千葉工業大学P P A会費規程	17
No. 3	千葉工業大学P P A研究活動援助金規程	18
No. 4	千葉工業大学P P A特別教養講座援助金規程	20
No. 5	千葉工業大学P P A講演会援助金規程	22
No. 6	千葉工業大学P P Aスポーツ振興援助金規程	23
No. 7	千葉工業大学P P A弔慰金・見舞金規程	24
No. 8	千葉工業大学P P A保養所利用規程	26

申請書類・書式等はP P A事務局にあります。

千葉工業大学P P A会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この団体は、千葉工業大学P P A（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を千葉県習志野市津田沼2丁目17番1号、千葉工業大学内に置く。

(目的)

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して千葉工業大学（以下「本学」という。）のために、教育の充実と研究の発展をはかり、併せて会員相互の親睦と教養を深め、かつ教職員および大学院学生ならびに学部学生（以下「学生」という。）の福祉増進を援助することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の教育・研究および就職活動に対する援助。
- (2) サークル活動を中心とした課外活動ならびに学生が企画する大学行事に対する援助。
- (3) 学生・会員のスポーツ振興および福利厚生に対する援助。
- (4) 総会、講演会および懇談会の開催。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(事務局)

第5条 本会は、その事業を行うため、事務局を置き会務を処理する。

(支部)

第6条 本会は、総会の議を経て支部を置くことができる。

2 支部の規程は別に定める。

第2章 会 員

(種別)

第7条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 本学学生（留学生を除く）の保護者および専任教職員。
- (2) 賛助会員 留学生の保護者および本会の目的に賛同した個人または団体で理事会において承認したもの。
- (3) 名誉会員 本会に功労のあったものまたは学識経験者で総会において推薦されたもの。

(会費)

第8条 会費は、入会金と年会費の2種とし、会員は所定の会費を納入しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には分納することができる。

2 会費は別に定める。

第3章 役員

(種別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 会長 | 1 人 |
| (2) 副会長 | 2 人 |
| (3) 理事 (会長および副会長を含む) | 若干名 |
| (4) 評議員 (理事を含む) | 若干名 |
| (5) 監事 | 2 人 |

(選任)

第10条 会長、副会長、理事、監事は総会において、正会員の中から選任する。

2 評議員は、会長がこれを委嘱する。

(任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を分担し、会務の執行を決定する。

4 評議員は、評議員会を構成し、会務を審議し、会務の処理に当たる。

第4章 会議

(種別)

第13条 本会の会議は、総会および理事会ならびに評議員会の3種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定。
- (2) 事業報告の承認。
- (3) その他本会の運営に関する重要事項。

2 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を執行する。

- (1) 総会の議決した事項。
- (2) 総会に付与すべき事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(評議員会)

第16条 次の事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 総会の承認を必要とする事項。
- (2) 会則の変更。
- (3) 会則の施行細則に関する事項。
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項。

(招集)

第17条 会議は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開催の日の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 理事会および評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 会議は、総会においては会員の5分の1以上、理事会および評議員会においては、それぞれの構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第20条 総会、理事会および評議員会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、それぞれ出席会員、出席理事および出席評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合、議長は、議決に加わる権利を有しない。
- 3 総会、理事会および評議員会の議事に関する修正提案については、第1項の定めにかかわらず、実出席会員または理事または評議員の5分の3以上の同意をもって決する。
- 4 緊急動議については、実出席会員または理事または評議員の5分の3以上の同意を得た場合に限り、次の総会または理事会または評議員会において継続審議するものとする。

(委任および書面表決)

第21条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員または理事または評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、またはその他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第19条ならびに第20条第1項の規程の運用については、出席したものとみなす。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 会員の拠出金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(予算および決算)

第23条 本会の収支予算は、年度開始前にあらかじめ評議員会の承認を得て理事会が編成し、これを暫定予算として施行する。この暫定予算は、通常総会に付議し承認を得なければならない。

2 本会の収支決算は、年度終了後3か月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を得て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第25条 この会則は、総会において出席会員の5分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

附則

- 1 この会則は、昭和54年6月30日から施行する。
- 2 この会則は、平成8年6月22日から施行する。
- 3 この会則は、平成9年6月21日から施行する。
- 4 この会則は、令和3年6月26日から施行する。

千葉工業大学P P A会費規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉工業大学P P A会則第8条第2項にもとづき会費に関する事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は別表1に定められた金額とする。

2 教職員および留学生の保護者は、これを免除する。

3 同年度に2人以上の子女が在籍している場合は、2人目以降の入会金を免除する。

(年会費)

第3条 年会費は、別表2に定められた金額とする。ただし、名誉会員および賛助会員の場合は免除する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成9年6月21日から施行する。
- 5 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和4年1月13日から施行する。

別表1

入会金

	金額 (円)
正会員	10,000
賛助会員	10,000

別表2

年会費

	金額 (円)
正会員	10,000*

*在籍している学生1人あたりの年会費

千葉工業大学 P P A 研究活動援助金規程

(目的)

第1条 この規程は、学会での研究成果の発表、コンテスト参加等、学生の研究活動の経済的支援に関する事項を定めることを目的とする。

(援助額)

第2条 援助額は、宿泊費および交通費を合わせて、国内出張については3万円、海外出張については5万円を上限とする。

(資格)

第3条 申請資格者は、正会員の子で本学学部学生に限るものとする。

2 申請は、学部在学中に2回までできるものとする。

(適用の範囲・条件)

第4条 援助を受けられる研究活動は、以下のとおりとする。

- (1) 学会での研究成果の発表および発表者の補助
- (2) コンテストへの参加
- (3) その他、学会活動と同等の活動と認めたもの

2 援助を受けるには、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 目的および内容が明確であり、実施要項など、書面資料が提出できること
- (2) 学生共済会に「学外での活動届」が提出されていること
- (3) 千葉工業大学の他の制度から経済的な助成を受けていないこと

(申請手続・採否・支給)

第5条 申請者は所定の申請書に必要書類を添付し、教学センターまたは P P A 事務局に提出する。

2 申請の採否は、担当部署による書類審査を経て決定し、結果を理事会に報告する。

3 援助金の支給は、申請者の指定した国内の預金口座に振り込むものとする。

(免責)

第6条 活動中の不慮の事故、疫病および災害等が発生した場合、P P Aはその責を負わないものとする。

(報告)

第7条 援助金受給者は、事後2週間以内に報告書を提出しなければならない。なお、卒業予定者については、報告書を当該年度の学位記授与式までに提出するものとする。

2 援助金は、報告書を提出したのち、振り込むこととする。

(返還)

第8条 報告書の内容が申請内容と著しく異なる場合は、援助金を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

- 1 この規程は、平成26年7月10日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

千葉工業大学 P P A 特別教養講座援助金規程

(名称)

第1条 この規程で定める援助金を千葉工業大学 P P A 特別教養講座援助金と称する。

(目的)

第2条 この規程は、変化する社会情勢の要求に基づき、学生の能力開発や教養増進等のために、大学、学科・専攻若しくは教職員や学生が主催する特別教養講座等の援助に関する事項を定める。

(種類)

第3条 P P A 特別教養講座援助金は次の2種とする。

(1) 特別教養講座援助金

(2) ミニ特別教養講座援助金

(特別教養講座援助金)

第4条 特別教養講座は、政治、宗教など特定の思想信条に関係なく、本学学生の能力開発や教養の増進をはかることを目的とした学内で公開された講座とする。

2 講座は原則として、120分を単位として10回程度開講するものとするが、集中講義等でもよいものとする。

3 講師は本学教員の資格規定に関わらず、講座の目的に最適の者（特別講師）をあてることができる。

4 他の制度からの援助を受けていない講座であるものとする。

5 援助は原則的に単年度とし、援助内容は経済的援助のみとする。ただし、継続して援助を希望する場合は、改めて申請するものとする。

(ミニ特別教養講座援助金)

第5条 ミニ特別教養講座は、政治、宗教など特定の思想信条に関係なく、本学学生の能力開発や教養の増進をはかることを目的とした学内で公開された講座とする。

2 講座は原則として、120分を単位として4回程度開講し、十分その効果が期待できるものとする。

3 講師は本学教員の資格規定に関わらず、講座の目的に最適の者（特別講師）をあてることができる。

4 他の制度からの援助を受けていない講座であるものとする。

5 援助は原則的に単年度とし、援助内容は経済的援助のみとする。ただし、継続して援助を希望する場合は、改めて申請するものとする。

(申請手続・申請時期)

第6条 援助金の申請は、所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、P P A 事務局に提出する。

2 申請時期は、原則として前年度の12月中旬および5月下旬の2回とする。

(支給)

第7条 支給は、理事会において決定のうえ、講座の責任者へ通知する。

2 援助金は、別表に定める金額を限度とする。

(報告)

第8条 講座の責任者は、講座終了後1か月以内に所定の報告書および領収書を提出しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

1 この規程は、平成10年3月5日から施行する。

2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

講座名	援助限度額 (円)
特別教養講座	300,000
ミニ特別教養講座	100,000

千葉工業大学 P P A 講演会援助金規程

(目的)

第1条 この規程は、学内団体が主催する講演会の援助に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 主催者は、原則として学科・専攻、各種委員会、学生三会および寮友会とする。

2 講演会参加者は、本学学生を対象としたものとする。

3 講演内容は、文化・教養を高めるものとする。

(援助額)

第3条 援助は、講師謝礼に対する実費分とする。ただし、限度額は、1講演につき次のとおりとする。

(1) 学内講師 3万円(所得税・消費税込)

(2) 学外講師 5万円(所得税・消費税込)

(申請手続・採否・支給)

第4条 援助金の申請は、所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、P P A事務局に提出する。ただし、申請については、原則として1団体当該年度内に1回とする。

2 申請の採否は、理事会において決定する。

3 援助金は、申請責任者に支給する。

(報告義務)

第5条 申請責任者は、講演会終了後、2週間以内に所定の報告書および講師謝礼金領収書をP P A事務局に提出しなければならない。

(援助金の返済)

第6条 講演内容等が申請内容と著しく異なる場合は、援助金の一部または全額の返済を求めることができる。

(その他)

第7条 この援助金を受けて実施される講演会については、「P P A協賛」である旨を表示しなければならない。

2 講演会に伴う広告・宣伝・運営等については、全て主催者側の責任において実施するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

1 この規程は、平成9年11月27日から施行する。

2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

千葉工業大学 P P A スポーツ振興援助金規程

(名称)

第 1 条 この規程で定める援助金を千葉工業大学 P P A スポーツ振興援助金と称する。

(目的)

第 2 条 この制度は、学生のスポーツの振興と啓蒙および健康増進のための活動に対し援助することを目的とする。

(対象)

第 3 条 援助の対象は、次のとおりとする。

- (1) 学生が余暇を利用して行う球技等やアスレチックジムに必要な運動用具および健康増進のための催し物に必要な用具等の経費に対して援助を行うものとする。
- (2) 学生のスポーツ振興に対する啓蒙と促進に対して援助を行うものとする。ただし、運用については学生委員会に依頼する。

(申請手続)

第 4 条 援助金の申請は、所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、P P A 事務局に提出する。

(採否)

第 5 条 採否、援助額等は、理事会において決定のうえ、申請責任者へ連絡する。

(報告)

第 6 条 申請責任者は、年度終了までに所定の報告書を提出しなければならない。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

- 1 この規程は、平成11年3月18日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

千葉工業大学 P P A 弔慰金・見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉工業大学 P P A 弔慰金および見舞金に関する事項を定めることを目的とする。

(弔慰金・見舞金)

第2条 弔慰金は、会員等が死亡した場合に別表1に定められた金額を支給する。その場合の請求者は、被支給者が学部学生およびその保護者の場合はクラス担任とし、大学院学生の場合は指導教員とする。

2 見舞金は、教職員が公務中に負傷し労災が適用された場合に別表2に定められた金額を支給する。

3 弔慰金および見舞金は、所定の請求書に必要事項を記入のうえ、請求しなければならない。

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

- 1 この規程は、昭和41年6月1日から施行する。
- 2 この規程は、昭和53年11月1日から施行する。
- 3 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、令和4年1月13日から施行する。

別表1

弔慰金

	金額 (円)
会員が死亡した場合	20,000
学生が死亡した場合	30,000
教職員の配偶者、子供および父母（養・義父母を含む）が死亡した場合	20,000

別表 2

見舞金

	金額 (円)
7 日以上の通院または入院を要するとき	10,000
6 日以下の入院を要するとき	5,000

千葉工業大学P P A保養所利用規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉工業大学P P A保養所（以下「保養所」という。）利用に関する事項を定めることを目的とする。

(保養所)

第2条 保養所とは、千葉工業大学P P Aが民間宿泊施設と契約を締結した施設をいう。

(利用補助金受給対象者)

第3条 保養所を利用し、補助金を受けることができるのは次の者とする。

- (1) 正会員
- (2) 本学学生
- (3) 正会員の家族（1親等以内）

2 補助金の金額は別途各保養所の利用手引きに定める。

(利用補助の限度)

第4条 保養所の利用補助を受けることができる回数は、当該年度内に3回を限度とする。

2 一旅程の宿泊は3泊を限度とする。

(利用手続)

第5条 保養所の利用を希望する者は、利用日の7日前までに教学センターまたはP P A事務局のいずれかの窓口へ利用申請書を提出し許可印を受けるものとする。

2 利用者は保養所を利用する際、あらかじめ前項により許可を受けた利用申請書を保養所フロントに提出するものとする。

(利用料金)

第6条 利用者は、保養所毎に定める利用料金を保養所利用時に直接保養所に支払うものとする。

(利用の変更または取消し)

第7条 本学窓口で利用申請書に許可を受けた後、利用の変更または取消しが生じた場合は速やかに許可を受けた窓口に届け出なければならない。

2 利用の変更または取消しが保養所毎に定める所定期日を過ぎた場合、利用申請者は、当該変更等により生じるキャンセル料の一部または全額を直接保養所に支払うものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月19日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月10日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

〈事務取扱時間と電話番号〉

本学のキャンパスは、新習志野キャンパスと津田沼キャンパスに分かれています。1、2年生は主として新習志野キャンパスで、3、4年生および大学院学生は津田沼キャンパスで授業を受けています。事務窓口は両キャンパスにあり、各種事務手続きおよびお問い合わせ等については、次の取扱部署で受け付けています。

お 問 い 合 わ せ 内 容	取 扱 部 署
修学について 教育課程・履修手続き・授業・試験・成績・学籍・学生証・欠席・休学・退学・復学・累加記録・除籍・再入学・卒業・教育職員免許・各種証明書（成績・在学・卒業等）	教 学 セ ン タ ー 新 習 志 野 教 務 担 当 津 田 沼 教 務 担 当
学生生活について 自治活動・課外活動の援助助言・通学証明・学割・奨学金・学生共済会・学生教育研究災害傷害保険・福利厚生・駐輪場・環境美化・学生相談室・遺失拾得物・保健衛生・学生寮・施設の貸出・ボランティア	教 学 セ ン タ ー 新 習 志 野 学 生 担 当 津 田 沼 学 生 担 当
国際交流について 海外交換留学、海外研修プログラム等	教 学 セ ン タ ー 国 際 交 流 担 当
就職について 就職活動支援および斡旋・インターンシップ・アルバイト	就 職 ・ 進 路 支 援 部
学生納付金・学生共済会費・P P A 会費・同窓会費等の徴収について	財 務 部
食堂・購買・アパート紹介・学生総合補償制度の案内	(株)シー・アイ・ティ・サービス

キャンパス	取 扱 部 署		電 話 番 号	取 扱 時 間	
				平 日	土 曜 日
新 習 志 野	教学センター	教務担当	047-454-9754	9:00~17:00	9:00~12:00
		学生担当	047-454-9756		
	(株)シー・アイ・ティ・サービス	本 部	047-454-9753	8:30~17:00	8:30~14:00
		購 買	047-454-9768	8:30~18:30	8:30~14:00
		食 堂	047-454-9714	9:00~17:00	9:00~15:00
津 田 沼	教学センター	教務担当	047-478-0234	9:00~17:00	9:00~12:00
		学生担当	047-478-0230		
		国際交流担当	047-478-0245		
	財 務 部		047-478-0215	9:00~17:00	9:00~12:00
	就 職 ・ 進 路 支 援 部		047-478-0232	9:00~17:00	9:00~12:00
	(株)シー・アイ・ティ・サービス	購 買	047-478-0593	8:30~18:30	8:30~14:00
		食 堂	047-478-0592	9:00~17:00	9:00~15:00
	P P A 事 務 局		047-478-0209	9:00~17:00	9:00~12:00

※事務取扱時間については学事日程により変更になることがあります。

〈ご 注 意〉

◎保護者の自宅に、大学の名をかたり学生の住所・電話番号などの問い合わせをする団体があります。学生の住所・電話番号を安易に教えてしまうと、物品販売・宗教の勧誘等に利用されることがありますのでご注意ください。その様な電話があったときは、「私の方から息子（娘）に連絡して、あなたに電話をかけさせるので、あなたの連絡先（所属の課と名前）・電話番号を教えてください」と対応してください。

〈住所変更の際は必ず届出を〉

◎保証人や学生本人の住所に変更が生じましたら、**必ず学生本人よりC I Tポータルサイトから入力の上、変更してください。**保証人の住所変更がされませんと、各種お知らせ、ご案内等が旧住所へ配送され、宛先不明として戻ってしまいます。また、就学上の連絡や事故などの発生があったときの緊急連絡ができませんので、速やかに変更してください。

P P A ガ イ ド

（令和6年度版）

令和6年4月1日

編 集 千葉工業大学P P A事務局

千葉県習志野市津田沼2-17-1

電話 047-478-0209 FAX 047-478-0259

URL : <https://www.it-chiba.ac.jp/institute/ppa/>



文化の祭典



津田沼祭



ゼミ風景



OBOG 懇談会



課外活動（ラグビー部）



課外活動（よさこいソーラン風神部）



学位記授与式



学位記授与式（PPA会長賞授与）

Chiba Institute of Technology
Parents and Professors Association

URL : <https://www.it-chiba.ac.jp/institute/ppa/>